

嵐山地域における長辻通等歩行者数調査システム導入業務委託仕様書

1 概要

(1) 委託名

嵐山地域における長辻通等歩行者数調査システム導入業務委託（以下「導入業務委託」という。）

(2) 目的

本市では「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、紅葉のピーク期における嵐山地域（渡月橋周辺）での交通の円滑化と安全快適な歩行空間の創出のため、関係者及び地元と協議・調整し、府警等関係機関との連携の下、11月下旬の土曜日、日曜日、祝日における臨時交通規制等の交通対策を、パークアンドライド施策の実施とともに取り組んできた。

これまで、観光客が特定の箇所（渡月橋、長辻通等）に集中し、著しく過密となる時間帯が発生した場合は、歩行者の安全確保等を目的に、渡月橋を北上する観光客を一時的に中之島で滞留させる流入調整を行うなどの対策を講じてきた。

流入調整は、現場配置の警察官や警備員が経験に基づき、目視で把握できる人流や混雑度合から判断して実施していたが、この度、AIカメラ等により歩行者数を計測、数値化のうえ、データ分析することで、歩行者の安全確保のために流入調整が必要となる歩行者数上限の基準を定めること、また、約4箇月間に渡って歩行者数を計測することによって、特定時期の混雑度合いを定量化し、今後の対策に活用することを目的とする。

(3) 履行場所

嵐山地域（三条長辻交差点付近） ※AIカメラ等の設置箇所は3(1)のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年2月3日まで

（※本業務期間終了後以降の継続については別途協議するものとする。）

2 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、以下の表のとおりとする。なお、ここにはない用語については、原則、個人情報の保護に関する法律第2条及び京都市個人情報保護条例第2条の例によるものとする。

No.	用語	定義
1	歩行者数調査システム	本委託業務に伴い構築されるシステム
2	カメラ画像	1(2)の目的をもって設置されているカメラによって撮影された、個人の特定につながる可能性のある画像及び映像
3	設置主体	カメラ画像及びカメラ画像から生成される各種デー

		タの利活用目的を定め、データ運用の責を負う者（本市）
4	システム管理者	カメラを含めた本事業で構築するシステムを管理する者（受託者）
5	安全管理措置	取り扱う個人情報・個人データの漏洩、滅失又は棄損を防止するため、組織的・人的・物理的及び技術的に講じる措置のこと
6	通行人	“カメラ画像”に映る、又は映る可能性がある人々
7	事前告知	本市から生活者に対して事前に、カメラによる撮影の目的・取得するカメラ画像の内容等を説明するに当たり、本市からの要請に応じて必要な情報提供、補助を行うこと。
8	通知	通行人に対して、カメラにより撮影中であること、撮影の目的等を説明すること
9	歩行者数データ	取得した画像から歩行者数を数値化したデータ
10	運用業務	導入業務委託で構築したシステムを用いて、情報収集及び情報発信を行うこと及びそれを行うのに必要となる業務
11	保守管理業務	導入業務委託で設置した A I カメラ等のハードウェア及び導入したソフトウェアを含むシステム全体の保守に関する業務
12	Web サーバー等	Web サーバー及び収集した情報を格納するサーバー

3 業務内容

- (1) 歩行者数調査システムの構築又は受託者が既に提供するシステムのカスタマイズ
本市が指定する場所に A I カメラ等の設備を設置し、カメラ画像から得られるデータの解析と数値化及び必要データの収集を行い、歩行者数等を把握出来るシステムの構築を行う。ただし、既に同等のシステムを受託者が提供している場合、当該業務の達成に必要な条件に従って仕様を変更することも可とする。なお、構築またはカスタマイズしたシステムのうちの、データの解析と数値化ができるシステムについては、本業務期間内のみ使用できるものとする。

ア 測定箇所（2箇所） 別図参照

- (ア) 長辻通（三条長辻交差点のすぐ北側）
(イ) 三条通（三条長辻交差点のすぐ西側）

イ システム内容

以下の(ア)及び(イ)の歩行者数について、リアルタイムに計測し、数値化したものを本市がリアルタイムにアクセスできるシステムとする。ただし、把握・提供頻度は15分間隔程度とすること。なお、測定箇所は非常に多くの観光客により混雑する箇所であるため、電波状況が悪い可能性があるが、そのような状況においても、リアルタイム情報の提供をできるように努めること。

歩行者数データを検証・分析できるよう15分毎の計測人数の数値を記録・保存できるシステムとすること。尚、11月下旬の特定日（土曜日、日曜日、祝日における臨時交通規制等の交通対策を行っている時期）においては、データ取得間隔を任意に変動させて、別途データを事業者より提出すること（※最短で1分ごとの計測データを可視化出来ることを必要とする）。情報の保管期間は1箇年以上とすること。

カメラ画角内では、必要な取得ライン又は取得エリアを複数設定可能となっており、方向別での人数カウントが可能となっていること。なお、その取得方法・手段については特段方法を問わないが、実態に即した正確な人数取得が可能な方法を提案すること。歩行者数のデータ提供開始に先立ち、必要なAIチューニング期間を設け調整を行い、調整結果を報告すること。

＜歩行者数＞

(ア) 長辻通の歩行者数

長辻通のセンターラインから西側と東側の道路を区別し、それぞれを北向きに通行する人数、南向きに通行する人数を分けて計測すること

(イ) 三条通の歩行者数

三条通を東向きに通行する人数、西向きに通行する人数を分けて計測すること

※ 運用に必要な環境（Web サーバー等、Web サーバー等との通信に必要となるネットワーク機器、AIカメラ等及びソフトウェア等）は、原則として受託者が全て用意、貸与すること。（本市はサーバー等の機器の調達を行わない。）

※ AIカメラ等の詳細な設置箇所については、契約締結後に本市と協議のうえ決定すること。

※ 必要となる機器一式を受託者にて設置すること。本設置位置において適切な設置条件（塗装等を含む）を充足できるよう、必要な対応を行うこと。機器設置にあたり、必要な電源容量についても事業者側で提案を行い、また本業務において必要な電源工事を実施すること。

※ 機器の設置にあたり、土地・建物の所有者や周辺住民等との調整は本市が行うが、本市が調整への同行などの対応を求めた場合は、これに応じること。

※ 機器設置に伴う工事及び道路使用の許可申請等については、本市にて行う。

※ 機器の稼働に必要となる電力設備及び通信設備の設置については、受託者にて行うこと。ただし、これに伴い必要となる申込等については本市で行うことも可とする。（契約締結後別途協議する。） ※ 本委託業務期間中の通信料金は受託者が負担すること。

※ 上記のほか、効果的な測定を行うことができるデータの解析方法等を歩行者数調査システムに含むこと。

(2) データ環境管理

収集した情報は、CSV データ様式により保存し、Web 上などから本市担当者が容易に管理・一括出力できるようにすること。その際、Web サーバー等からのデータ出力・抽出については、ID 及びパスワード等を用いて行い、本市から依頼があった場合、ID 及びパスワードの新規発行や変更等を行うこと。なお、本市ホームページ上に掲載する情報を容易に整理できるよう、時間帯別、日別、週別、月別、曜日別等の単位でデータを出力できるようにすること。ただし、蓄積される情報には、特微量データなど個人の特定につながる情報を含まないものとする。

(3) セキュリティ対策

ア 障害・不正アクセスの監視および侵入防止等の仕組みを構築すること。

イ Web サーバー等を設置する施設においては、セキュリティ対策を徹底すること。

ウ 情報漏えい・改ざん検知等に関する新たな脅威への対策、ソフトウェア等のバージョンアップやセキュリティパッチの適用等は受託者が実施することとし、Web ページの安全性を常に確保できること。また、SSL 暗号化に対応させるなど、十分なセキュリティ対策を講じること。

エ 運用するサーバーおよびアプリケーション等については、既知の脆弱性への対策を施すこと。OS やアプリケーションに脆弱性が発見されたときは、早急にセキュリティパッチを適用するなど、追加の費用なしで補修できること。

オ セキュリティ上の脆弱性または不具合等が発見された場合には、原則として追加の費用なしで早急に対応すること。

カ 第三者からのアクセスによる改ざん等を防止する制御機能を有し、安全性に考慮して運用できること。

キ 不正操作等、サービス提供不能に陥ることがないように対策を講じることができること。

ク アクセスログ等の情報を保持・取得が可能であること。

ケ セキュリティパッチの定期的な適用等のメンテナンスを随時行い、最新の対策状況を保持できること。また、運用の停止を伴うメンテナンスを行う際には、1 週間前までにその旨を本市へ連絡し、作業実施の了承を得ること。

コ 受託者は障害発生に備え、以下のとおりバックアップを行うとともに、障害

発生時には 速やかに復旧措置が行えるよう手順を確立すること。

(ア) Web サーバー等は毎日バックアップを行うこと。

(イ) 障害等により Web サーバー等のデータが消失した場合は、速やかに復旧で
きることを。

(4) 障害発生時対応

ア サーバーダウン等トラブルが発生した場合でも歩行者数調査システムへの影
響が最小限になるような措置を講じること。

イ 障害が発生した際には、障害箇所・範囲の特定、調査などの状況把握を行う
とともに、復旧に向けて迅速な対応を行えること。また、本市に随時対応状況の
報告を行えること。

ウ 障害発生時に受託者が行うべき行動や、本市への連絡体制などを示した緊急
時対応マニュアルを作成・提出すること。

エ 本市でトラブルを検知した際やその他問い合わせ等の受付を行う窓口を以下
のとおり設置すること。

(ア) 24 時間 365 日対応可能な窓口を設けること。

(イ) 平日 9 時から 18 時の間に受け付けた問い合わせについては、原則当日中に
回答し、当日中に対応完了しない場合はその理由と対応が完了する目途をあ
らかじめ本市に報告すること。

(5) 保守管理業務

ア 保守に含む業務

(ア) 機器等故障時の受託者による障害切り分け及び原因分析

(イ) 機器等に関する技術的な問い合わせ対応

(ウ) 機器等故障時における交換・設置作業

(エ) 構成の変更等に伴うシステム構築図及びシステム利用手引書の更新

イ 保守に含まない作業

天災地変その他、委託者、受託者いずれの責にも帰すことができない事由に
より生じた障害の修理

ウ 保守方法

(ア) 現地でデバイス不具合が発生している場合には死活監視システムにより、
遠隔でも不具合の確認が可能であること。保守を必要とする通報に対しては、
初期対応を 24 時間以内に行うこととする。尚、必要があれば保守担当技術者
を派遣して保守を行う。

(イ) 通報された障害が長期間に及ぶ場合には、対応完了できない理由や完了見
込み、代替案等を本市に連絡し、対応方法について協議する。

(ウ) システムに関する技術的な問い合わせに対し、電話、又は E-MAIL により
回答する。

(エ) 必要であればシステムの権利を有する第三者に問い合わせを行う。

(オ) 四半期毎に、保守の業務報告書（要請日と内容、対応人作業内容、対応完了日等）を作成し提出する。

エ 保守時間 保守を行う時間帯は、原則として9時から18時までとする。ただし、土曜日、日曜日、法定休日及び年末年始休業日ならびに受託者の定める休業日を除く。

4 成果品納品及び報告

成果品は以下のとおり納品すること。

- (1) 歩行者数調査システム 一式
- (2) システム構築図（ただし、技術的に開示出来ない箇所は簡略表記してもよい。）
- (3) システム利用手引書
- (4) 業務報告書
- (5) 収集データ（本市の要請に応じてデータ取得中も閲覧可能にすること）及び解析済データ（解析済みデータについては、データ取得期間中の時期、時刻別の人流を可視化できるように整理すること。なお、データ整理の詳細については契約締結後、別途協議するものとする。）

※ (1)は、受託者が管理するサーバーに格納すること。

※ (2)～(5)は DVD-ROM 等の記憶媒体にて納品すること。

5 検収及び委託料の支払いについて委託期間終了後速やかに実績を含む成果品を提出することとし、本市にて10日以内に検収をした後、受託者からの請求に基づき委託料を支払う。

6 留意事項

(1) 一般的事項

ア 受注者は、契約締結後15日以内に業務行程管理表を作成し、本市の承諾を得ること。

イ アで作成した管理表を用いて、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

ウ 保守管理の内容には、故障時の障害切り分け及び原因分析、設置状況の確認・修補作業、機器及びシステムに関する技術的な問い合わせ対応、機器故障時における機器交換・設置作業、構成の変更等に伴うシステム構築図及びシステム利用手引書の更新を含むものとする。

(2) 業務体制

ア 予め本市と調整したスケジュールで行うこと。尚、スケジュールにおいては下記を案とする。

2024 年 8 月 事業者の決定・現地調査

2024 年 9 月 AI カメラ機器一式の設置・AI チューニング

2024 年 10 月～2025 年 2 月 人流解析データの取得

イ 業務期間を通じて連続して担当できるスタッフを確保すること。なお、スタッフは本事業に関係する映像解析技術等に精通していること。

ウ 突発的な事由等による業務スケジュールの変更等についても、可能な限り対応すること。

(3) 著作権

歩行者数調査システムで収集した情報（以下「収集した情報等」という。）については、従前より受託者又は第三者が著作権を有するものを除いて基本的に本市が著作権を有するものとし、受託者は本市の承諾なしに他に公表及び貸与、使用してはならない。収集した情報等のうち、従前より受託者またはその仕入れ先が著作権を有するものについては、著作権は留保されるが、その翻案等により発生した二次的著作物の著作権は本市に譲渡されるものとする。

(4) カメラ画像の取扱い

ア カメラ画像の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律ほか関係法令、京都市個人情報保護条例及び別紙「情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」、を遵守して取り扱うこと。

イ カメラ画像は、作業領域上で処理され、保存領域に保持されずに破棄されるものであること。

ウ データベース化に必要な最低限の情報のみを使用するものとし、特徴量データなど個人の特定につながる情報については、一切保持しないこと。

エ その他、必要な安全管理措置を取ること。

(5) その他

ア 本仕様書に定めのない事項については本市と協議し決定するものとする。

イ 本業務の履行の結果、受託者の責に帰すべき理由により本市に対し損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

ウ 本業務従事者は、業務の履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は自己のために利用してはならない。また、この契約が終了した後においても同様とする

エ 京都市個人情報保護条例をはじめとする、関係法令、規則等を遵守すること。

オ 本仕様書に定めない事項、あるいは疑義が生じた場合又は本仕様書により難しい事由が生じた場合は、本市と速やかに協議をし、その指示に従うものとする。

(別図)

歩行者数の測定箇所

- (ア) 長辻通（三条長辻交差点のすぐ北側）
- (イ) 三条通（三条長辻交差点のすぐ西側）



(別紙)

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者(複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。)は、委託業務を開始する前に、京都市(以下「発注者」という。)が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。

- (3) 個人情報記録された電子媒体、個人情報記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

- 第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
- 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

- 第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生報告義務)

- 第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。
- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。

電子計算機による事務処理等（機器保守）の 委託契約に係る共通仕様書

（総則）

- 第1条** この電子計算機による事務処理等（機器保守）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（機器保守）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。
- 2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

（履行計画）

- 第2条** 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、委託業務の履行に着手する前に、履行日程及び履行方法について京都市（以下「甲」という。）に届け出て、その承諾を得なければならない。
- 2 乙は、甲が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

（秘密の保持）

- 第3条** 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

（目的外使用の禁止）

- 第4条** 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。
- (1) 個別仕様書において保守対象として定めるもの（以下「保守対象機器」という。）
 - (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
 - (3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（保守対象機器に記録された情報及び甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

（複写、複製及び第三者提供の禁止）

第5条 乙は、保守対象機器、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（作業責任者等の届出）

第6条 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

（教育の実施）

第7条 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
- 3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

(データ等の適正な管理)

第 10 条 乙は、保守対象機器及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故及びデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。

- 2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 3 乙の作業責任者及び作業従事者は、甲の電子計算機室等に入退室するときは、事前に甲の許可を受けなければならない。
- 4 乙は、第 2 項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
- 5 乙は、第 2 項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
 - (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
 - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
 - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
- 6 乙は、甲から保守対象機器及び委託業務において利用するデータの引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
- 7 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かななければならない。
- 8 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。

- (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 9 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 10 乙は、保守対象機器及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 11 甲は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。保守対象機器のき損、紛失、盗難等による被害が生じた場合も、同様とする。
- 12 乙は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。保守対象機器のき損、紛失、盗難等があったときも、同様とする。
- 13 乙は委託業務を履行するために保守対象機器の記録媒体の交換が必要となる場合は、交換により不要となった記録媒体は、記録されているデータを消去するなど復元不可能な状態にしなければならない。

（データ等の廃棄）

- 第11条** 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、データを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により、データの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。
 - (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
 - (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

（監督）

- 第12条** 乙は、保守対象機器及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要

な指示等を行うことができるものとする。

（事故の発生のお知らせ）

- 第 13 条** 乙は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。
- 2 乙は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（支給品及び貸与品）

- 第 14 条** 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。
- 2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 4 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

（検査の立会い及び引渡し）

- 第 15 条** 甲は、契約書第 4 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 2 甲は、契約書第 4 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、保守対象機器を稼働させ検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、契約書第 4 条第 1 項の規定による検査に合格したときは、直ちに、作業報告書を提出するものとし、作業報告書の提出をもって委託業務の一工程の履行が完了したものと

する。

- 4 甲は、保守対象機器に障害が発生し、その障害の内容及び程度が当該情報システムの運用に重大な影響を及ぼすものであると判断する場合は、乙に対し、前項に定める作業報告書とは別に当該障害について報告を求めることができる。乙はこれに対し、甲が定める期間内に誠実に対応しなければならない。

（契約の解除）

第 16 条 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
- 3 乙は、第 1 項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

（損害賠償）

第 17 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

（契約不適合責任）

第 18 条 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあつては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- 2 甲は、当該契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第 15 条第 3 項の規定による委託業務の一工程の履行が完了した日から 2 年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第 15 条第 3 項の規定による委託業務の一工程の履行が完了した時点において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、

又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

- 5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（作業実施場所における機器）

第19条 委託業務の履行に必要となる機器、ソフトウェア及びネットワーク（以下「機器等」という。）については、乙が準備するものとする。ただし、甲が機器等を貸与する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、委託業務の履行に必要となる機器等を甲のネットワークに接続する場合は、事前に甲の許可を受けなければならない。

- 3 乙は、委託業務の履行のために甲の保有する機器にソフトウェアをインストールする必要がある場合、事前に甲の許可を得なければならない。また、当該ソフトウェアが不要となった場合は速やかに消去しなければならない。